

## 【資料4】

和光市告示第92号

(仮称) 和光市公共施設マネジメント実行計画検討市民委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年4月18日

和光市長 松本 武洋

(仮称) 和光市公共施設マネジメント実行計画検討市民委員会設置要綱  
(設置)

第1条 和光市公共施設等総合管理計画に定める(仮称)和光市公共施設マネジメント実行計画(以下「計画」という。)を策定する際に市民の意見を求めるため、(仮称)和光市公共施設マネジメント実行計画検討市民委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、策定する計画の素案について助言等を行い、及び市長に対し提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 公募による市民

2 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、第2条の規定による提言があった日限り、その効力を失う。